

公益社団法人日野法人会青年部会 規約

(名 称)

第1条 本部会は、公益社団法人日野法人会青年部会と称する。

(構 成)

第2条 本部会は、公益社団法人日野法人会会員のうち年齢50歳以下（改選時4月1日現在の年齢）の代表者もしくは、代表者の推薦する経営参画者または、将来経営に参加する見込みの者で、本部会の目的及び主旨に賛同する者をもって組織する。

(入会手続)

第3条 本部会の会員になろうとする者は、所定の申込み手続を行わなければならない。

(事務所)

第4条 本部会の事務所は、公益社団法人日野法人会事務所内に置く。

(目 的)

第5条 本部会は公益社団法人日野法人会の下部組織として、その目的達成のために会員相互の親睦を図り共通問題を討議し、英知と想像力を培い、もって法人会の事業活動を活発に推進し、その発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第6条 本部会は前条の目的を達成するために、公益社団法人の指導の下、次に掲げる事業を行う。

1. 税務及び経営に関する知識についての研修会、その他会員の資質の向上に必要な講習会等を開催する。
2. 会員相互の連携協調を図ること。
3. 法人会の主催する各種会合等について、PRを積極的に行う等、目的が達成されるよう協力する。
4. 地区、支部に協力することはもとより、法人会員の増強運度に協力する。
5. その他、目的を達成する為に必要なこと。

(役 員)

第7条 本部会に次の役員を置く

(1) 理 事	40名以内
うち 部 会 長	1名
副部会長	3名
運営専務	1名
常任理事	10名
(2) 監 事	2名

(役員の職務)

第 8 条 部会長は本部会を代表し、会務を総理する。

1. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故ある時は、副部会長がその職務を代行する。
2. 運営専務は、部会長を補佐し、本部会長の業務を統括して、運営を円滑にすることを職務とする。
3. 監事は、本部会の事業並びに、会計を監査する。

(役員の選任)

第 9 条 部会長は、理事会の推薦により選任する。

他の役員は、各地区から推薦し、理事会において承認する。

任期は 2 年とする。

原則として部会長・副部会長については、留任は認めない。

但、副部会長は、日野・多摩・稲城の各地区より選任しなければならない。

(委員会)

第 10 条 本部会は必要により、理事会の承認を得て、委員会並びに特別委員会を設置することができる。

(年会費)

第 11 条 本部会の年会費は、これを徴収しない。

(顧問及び相談役)

第 12 条 本部会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

顧問及び相談役は、理事会の推薦により、部会長が委嘱する。

(事務処理)

第 13 条 本部会の事務処理は、法人会の事務局がこれにあたる。

(会議の種類及び招集)

第 14 条 会議は、報告会及び理事会とし、部会長がこれを招集し議長となる。

報告会は、毎年 1 回、事業年度終了後すみやかに開催する。

附 則

1. この規約は、平成 6 年 11 月 17 日から施行する。
2. 役員の任期は、初年度に限り、次の総会までとする。
但し、役員の年齢については、設立時より 3 年間はこの限りではない。
3. この規約に定めない事項は、公益社団法人日野法人会の定款の規定に従うものとする。
4. 本規約の一部変更(第 7 条)については、平成 07 年 4 月 27 日から施行する。
5. 本規約の一部変更(第 2 条)については、平成 11 年 4 月 12 日から施行する。
6. 本規約の社団法人日野法人会から公益社団法人日野法人会への名称変更、及び一部変更(第 9 条)(第 14 条)については、平成 25 年 4 月 26 から施行する。